

令和5年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府地方創生推進事務局）

|       |  |        |
|-------|--|--------|
| 項目名   | 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長   |        |
| 税目    | 所得税、法人税、登録免許税  |        |
| 要望の内容 | <p>《現行制度の概要》<br/>                 国家戦略特別区域法第25条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたとき、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法第21条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなし、租税特別措置法に基づき課税の特例を受けられる制度。</p> <p>1. 所得税・法人税の割増償却<br/>                 【償却率】25%（5年間）※特定都市再生緊急整備地域内は50%<br/>                 【対象設備】整備される建物及び附属設備<br/>                 【取得期限】令和5年3月31日<br/>                 【要件】・地上10階以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物<br/>                 ※特定都市再生緊急整備地域内は50,000㎡以上<br/>                 ・公共施設用地面積30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が10億円以上であること。</p> <p>2. 登録免許税軽減税率<br/>                 【軽減税率】0.4% ⇒ 0.35% ※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%<br/>                 【対象設備】建築した建築物（建物の保存登記）<br/>                 【認定期限】令和5年3月31日<br/>                 【要件】・認定後3年間（一定の場合は5年）以内に建築し、1年以内に登記を受けること<br/>                 ・割増償却の要件を満たすこと<br/>                 ・特定地域においては国際競争力強化建築物の整備を伴うものであること。</p> <p>《要望内容》<br/>                 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置について、都市再生緊急整備地域における事業区域面積要件を原則1haから0.5haへ緩和し、適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <p>《関係条文》<br/>                 所得税：租税特別措置法第14条、令第7条第2項、規則第6条<br/>                 法人税：租税特別措置法第47条、令第29条の5、規則第20条の21<br/>                 登録免許税：租税特別措置法第83条、令第43条の2、規則第31条の4</p> |        |
|       | 平年度の減収見込額  | ▲42百万円 |
|       | (制度自体の減収額)   | (—百万円) |
|       | (改正増減収額)   | (—百万円) |

|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>    | <p>(1) 政策目的</p> <p>新しい資本主義等の実現のため、我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する都市再生を推進していく必要がある。国家戦略特別区域において都市再生を推進することにより、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特別区域においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（実行計画は令和4年6月7日閣議決定）」において、「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進める。」こととしている。</p> <p>このような中、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動拠点の形成に資する都市再生につながる国家戦略民間都市再生事業への投資を促進すべく、課税の特例措置の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、国家戦略民間都市再生事業は令和4年6月末現在8つの計画が認定されており、国家戦略特別区域における都市再生の取組が着実に図られているところである。</p> |   |
| <p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p> | <p>合理性</p>  | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策5 地方創生<br/>施策5 地方創生に関する施策の推進</p> <p>政策の達成目標</p> <p>我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業を推進のため、国家戦略特別区域においても国家戦略民間都市再生事業を実施し、民間都市再生事業の推進に寄与していく。政策の達成目標については、国家戦略民間都市再生事業は、以下のとおり民間都市再生事業の目標の内数となる。</p> <p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇値率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年時点（2025年時点）</li> <li>目標値：80%以上</li> <li>（※地価上昇率は2020年を基準値として計測）</li> </ul> <p>②都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）</li> <li>目標値：7兆円～10兆円</li> </ul> |

|                        |  |  |
|------------------------|--|--|
|                        |  | <p>(※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>③都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）</li> <li>目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）</li> <li>（※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）</li> </ul> |
| <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> | <p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>   |  |
| <p>同上の期間中の達成目標</p>     | <p>我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等を実現していくため令和5年度から令和6年度は以下を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和6年度までの建設投資累計額<br/>目標値：3.5兆円～5兆円</li> <li>・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和6年度までの区域面積割合<br/>目標値：12%～12.5%</li> </ul>   |  |
| <p>政策目標の達成状況</p>       | <p>① 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇値率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合</p> <p>→2021年12月末時点の地価上昇率：80.8%</p> <p>※令和7年時点の目標値：80%以上</p> <p>②都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額</p> <p>→令和2年度～令和6年度の建設投資額：約5.3兆円（見込）</p> <p>※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円</p> <p>うち国家戦略民間都市再生事業 約0.39兆円<br/>（参考：国家戦略民間都市再生事業の総建築投資額 約0.95兆円（見込））</p> <p>③都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <p>→令和6年度までの区域面積割合：約12.1%（見込）</p> <p>※令和6年度までの中間目標値：12%～12.5%</p> <p>うち国家戦略特区内の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.3%（見込）</p> <p>各政策目標の達成に向けて、都市再生はいずれも順調に進捗しているところである。</p> |  |

|     |                        |  |
|-----|------------------------|--|
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | <p>【法人税】<br/>（適用見込件数）<br/>令和5年度：1計画（3事業者）<br/>令和6年度：1計画（3事業者）</p> <p>【登録免許税】<br/>令和5年度：0計画<br/>令和6年度：0計画</p> <p>（適用事業者の範囲）<br/>国家戦略民間都市再生事業の実施主体</p> <p>上記の他、新たに国家戦略民間都市再生事業を検討している計画があり、今後税制措置の活用を見込んでいる。</p> <p>※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）</p>  |
|     | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>本税制措置が講じられることにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成に資する優良な国家戦略民間都市再生事業が促進される。</p> <p>これまで国家戦略特別区域においては8つの国家戦略民間都市再生事業が認定され都市再生に取り組んでおり、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が推進されている。</p> <p>具体的な効果としては、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における、都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額は現時点では約5.3兆円が見込んでおり、うち国家戦略民間都市再生事業は約1割弱寄与している。令和6年度までの中間政策目標値（3.5～5兆円）の達成に向けて進んでいる。また、都市開発事業の行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%と見込んでおり、うち国家戦略特区内の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.3%と見込まれる。このように令和6年度までの目標（12～12.5%）の達成に向けて順調に進捗している。</p> <p>8つの国家戦略民間都市再生事業では、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる国際交流施設、ビジネス支援施設、外国人向け生活支援施設、文化芸術発信施設などの整備がそれぞれ進められており、国家戦略特別区域の目標の達成に寄与することが期待される。</p> |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置        | <p>①特別償却又は法人税額の特別控除制度<br/>認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。</p> <p>②土地長期譲渡所得の軽減税率の特例<br/>認定区域計画に定められた特定事業（公益的施設等を整備する事業）の用に供するため、土地等を譲渡した場合、譲渡所得の軽減税率を適用。</p>  |

|                                   |  |                            |   |
|-----------------------------------|--|----------------------------|---|
|                                   |  | <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>    | <p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。<br/> (令和4年度予算額 14百万円)<br/> (令和5年度要求額 15百万円)</p>  |
|                                   |  | <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> | <p>内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、上記の金融支援及び要望の税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせた支援を実施。</p>  |
|                                   |  | <p>要望の措置の妥当性</p>           | <p>本税制措置は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的な発展を図っていくため、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる事業への投資を促すことにより、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を目的としている。民間事業者にとって、国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本税制特例を措置することは妥当である。</p> <p>また、国家戦略民間都市再生事業は、令和4年6月末現在で8事業の計画が認定されており、当該事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本税制特例を講じる必要がある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画で定められた「国家戦略民間都市再生事業」にあたるもので、都市再生緊急整備地域内（特定都市再生緊急整備地域を含む）の開発に限定されており、必要最小限の措置である。</p> |
| <p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p> |  | <p>租税特別措置の適用実績</p>         | <p>(適用件数)</p> <p>所得税<br/> 令和元年度：なし<br/> 令和2年度：なし<br/> 令和3年度：なし</p> <p>法人税<br/> 令和元年度：なし<br/> 令和2年度：なし<br/> 令和3年度：なし<br/> 参考(見込)：令和4年度：1計画(3事業者)</p> <p>(減収額)</p> <p>所得税<br/> 令和元年度：なし<br/> 令和2年度：なし<br/> 令和3年度：なし</p> <p>法人税<br/> 令和元年度：なし<br/> 令和2年度：なし<br/> 令和3年度：なし<br/> 参考(見込)：令和4年度 200百万円</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  |   | <p><b>【登録免許税】</b><br/> (適用件数)<br/> 令和元年度 1 計画 (1 事業者)<br/> 令和2年度 1 計画 (1 事業者)<br/> 令和3年度 2 計画 (4 事業者)</p> <p>(減収額)<br/> 令和元年度 0.3 百万円<br/> 令和2年度 10.2 百万円<br/> 令和3年度 43.4 百万円</p> <p>※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)</p>   |
|  | <p>租特透明化<br/> 法に基づく<br/> 適用実態<br/> 調査結果</p> | <p><b>【法人税】</b><br/> ① 条項：第47条、第68条の35<br/> ② 適用件数：<br/> 平成30年度：14件<br/> 令和元年度：12件<br/> 令和2年度：9件</p> <p>③ 適用総額：<br/> 平成30年度：2,804 百万円<br/> 令和元年度：6,264 百万円<br/> 令和2年度：3,742 百万円</p> <p>※国家戦略民間都市再生事業(適用事案は令和4年度分から)は上記の内数</p>  |
|  | <p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>            | <p>本税制措置は、国家戦略特別区域において国・自治体と民間が一体となった区域計画の認定により、都市再生特別措置法などの関係法令に基づく計画認定手続きを一括でみなすことを通じ、都市再生特別措置法に基づく課税の特例と同様、民間投資を活用した優良な都市再生プロジェクトの開発を誘発し、産業の国際競争力の強化や国際的な経済拠点の形成に資する事業推進の呼び水とすることができる。</p> <p>その結果、国家戦略特別区域における規制の特例を活用した手続き負担の緩和とともに、事業実施のコスト低減を通じた採算性の向上を図ることができるため、これらのプロジェクトを活用する施設整備が着実に成果を上げることを通じ、国家戦略特別区域の政策目標の達成に寄与することが期待できる。</p> |
|  | <p>前回要望時の達成目標</p>                           | <p>達成目標については、国家戦略民間都市再生事業は、以下のとおり民間都市再生事業の目標の内数となる。</p> <p>① 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額<br/> 目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>② 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合<br/> 目標値：11%～11.4%</p>  |

|                  |                                    |  |
|------------------|------------------------------------|--|
|                  | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額<br/> →令和3年度～令和4年度の建設投資額：約2.2兆円（見込）<br/> ※前回要望時の建設投資額の目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>うち国家戦略民間都市再生事業 約0.17兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合<br/> →令和4年度までの区域面積割合：約11.1%（見込）<br/> ※前回要望時の区域面積割合の目標値：11.0%～11.4%</p> <p>うち国家戦略特区内の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.4%（見込）</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> |                                    | <p>平成26年度 創設<br/> 平成27年度 適用期限の2年延長<br/> 平成29年度 適用期限の2年延長<br/> 令和元年度 適用期限の2年延長<br/> 令和3年度 適用期限の2年延長</p>   |

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（ 内閣府地方創生推進事務局 ）

|                       |  |           |       |            |          |          |          |  |
|-----------------------|--|-----------|-------|------------|----------|----------|----------|--|
| 項 目 名                 | 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長   |           |       |            |          |          |          |  |
| 税 目                   | 所得税、法人税  |           |       |            |          |          |          |  |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容 | <p>                     ≪現行制度の概要≫<br/>                     認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等を適用できる制度。                 </p> <p> <b>【所得税】</b> 軽減税率 15% ⇒ 10%<br/>                     （課税長期譲渡所得金額が 2 千万円を超える部分については 15%）                 </p> <p> <b>【法人税】</b> 5%重課税の適用除外<br/>                     （ただし、法人税の重課は令和 5 年 3 月 31 日まで停止中）                 </p> <p> <b>【譲渡期限】</b> 令和 4 年 12 月 31 日                 </p> <p> <b>【事業要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の施行される土地の区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上であること。</li> <li>・公益的施設を 2 以上（一定の施設は 1 以上）整備する事業であって一定の国家戦略特別区域法の規制の特例措置の適用を受けること、又は専ら公益的施設の用に供する建築物等の整備を行う事業であること。</li> </ul> </p> <p>                     ≪要望の内容≫<br/>                     国家戦略特別区域法第 27 条の 4 に規定される施設整備への土地供給者に対する軽減税率等について、その適用期間を 3 年間延長する。                 </p> <p>                     ≪関係条文≫<br/>                     所得税 : 租税特別措置法 第 31 の 2、令 第 20 の 2、規則 第 13 の 3<br/>                     法人税 : 租税特別措置法 第 62 の 3、令 第 38 の 4、規則 第 21 の 19                 </p> |           |       |            |          |          |          |  |
|                       | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>  | 平年度の減収見込額 | — 百万円 | （制度自体の減収額） | （ — 百万円） | （改正増減収額） | （ — 百万円） |  |
| 平年度の減収見込額             | — 百万円  |           |       |            |          |          |          |  |
| （制度自体の減収額）            | （ — 百万円）   |           |       |            |          |          |          |  |
| （改正増減収額）              | （ — 百万円）   |           |       |            |          |          |          |  |

|                             |   |  |                          |  |                |  |                        |                                 |                    |  |                  |  |
|-----------------------------|---|--|--------------------------|--|----------------|--|------------------------|---------------------------------|--------------------|--|------------------|--|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>    | <p>(1) 政策目的<br/>         大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>         産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>本税制措置については、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる都市の再開発事業の早期取組を促す手段として事業の用に供する土地等を譲渡した者に対するインセンティブを付与することが有効であることから、本特例の延長措置を講ずる必要がある。</p> |  |                          |  |                |  |                        |                                 |                    |  |                  |  |
| <p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p> | <p>合理性</p>  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1176 539 1375"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1176 1479 1375"> <p>政策5 地方創生<br/>           施策5 地方創生に関する施策の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1375 539 1599"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1375 1479 1599"> <p>国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる都市の再開発を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1599 539 1727"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1599 1479 1727"> <p>3年間（令和5年1月1日～令和7年12月31日）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1727 539 1919"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1727 1479 1919"> <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進することにつながる都市の再開発事業の早期取組に寄与していくことを目標とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1919 539 2136"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 1919 1479 2136"> <p>本税制措置の要件となっている国家戦略特別区域法に基づく都市の再開発に関わる規制の特例を受けた特定事業はこれまで41事業あり、そのうち1事業において用地確保に向けて本税制の活用が検討されており当該事業が進捗していることから、都市の再開発に寄与している。</p> </td> </tr> </table> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>政策5 地方創生<br/>           施策5 地方創生に関する施策の推進</p> | <p>政策の達成目標</p> | <p>国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる都市の再開発を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。</p> | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> | <p>3年間（令和5年1月1日～令和7年12月31日）</p> | <p>同上の期間中の達成目標</p> | <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進することにつながる都市の再開発事業の早期取組に寄与していくことを目標とする。</p> | <p>政策目標の達成状況</p> | <p>本税制措置の要件となっている国家戦略特別区域法に基づく都市の再開発に関わる規制の特例を受けた特定事業はこれまで41事業あり、そのうち1事業において用地確保に向けて本税制の活用が検討されており当該事業が進捗していることから、都市の再開発に寄与している。</p> |
| <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>    | <p>政策5 地方創生<br/>           施策5 地方創生に関する施策の推進</p>  |  |                          |  |                |  |                        |                                 |                    |  |                  |  |
| <p>政策の達成目標</p>              | <p>国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる都市の再開発を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。</p>  |  |                          |  |                |  |                        |                                 |                    |  |                  |  |
| <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>      | <p>3年間（令和5年1月1日～令和7年12月31日）</p>   |  |                          |  |                |  |                        |                                 |                    |  |                  |  |
| <p>同上の期間中の達成目標</p>          | <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進することにつながる都市の再開発事業の早期取組に寄与していくことを目標とする。</p>  |  |                          |  |                |  |                        |                                 |                    |  |                  |  |
| <p>政策目標の達成状況</p>            | <p>本税制措置の要件となっている国家戦略特別区域法に基づく都市の再開発に関わる規制の特例を受けた特定事業はこれまで41事業あり、そのうち1事業において用地確保に向けて本税制の活用が検討されており当該事業が進捗していることから、都市の再開発に寄与している。</p>  |  |                          |  |                |  |                        |                                 |                    |  |                  |  |

|     |     |                        |  |
|-----|-----|------------------------|--|
|     | 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | (適用見込事業)<br>令和5年度以降：1事業(P)<br>(地権者と今後交渉のため対象数は未定)  |
|     |     | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 国家戦略特別区域法に基づく都市開発に関わる規制の特例措置は、これまで41の事業が認定を受けており都市開発が進められている。今後も10事業が認定される見込みである。<br>本税制措置は、これらの規制の特例を受けた都市の再開発事業の早期取組を図るため、事業の用に供する土地等を譲渡した者に対してインセンティブを付与するものであり、都市の再開発事業が早期に取り組みれることにより公益的施設の整備等が図られることから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の促進につながるものとして有効である。  |
| 相当性 |     | 当該要望項目以外の税制上の措置        | 国家戦略特区税制<br><br>①特別償却又は法人税額の特例控除制度<br>認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。<br><br>②国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置<br>認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。   |
|     |     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | 「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。<br>(令和4年度予算額 14百万円)<br>(令和5年度要求額 15百万円)  |
|     |     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | 内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、上記の金融支援及び要望税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせた支援を実施する。   |
|     |     | 要望の措置の妥当性              | 国家戦略特別区域は、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成によって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展につながることを目的とするものであり、課題解決に向けてスピード感をもって取り組む必要がある。<br><br>都市の再開発事業は通常長期にわたっており、特に事業用地の確保を円滑に行うことは重要な要素の一つである。<br><br>このため、本税制措置を活用して都市の再開発事業の用に供する土地等の譲渡を行った者へのインセンティブを付与することにより、都市の再開発事業の早期取組につながるとともに、本措置の要件としてバスターミナル等の公益的施設を整備することを課していることから、これらの施設の整備が促進されることで産業の競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成にも寄与することから政策目的を達成する効果的な措置である。<br>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する土地等の譲渡に限定されており、必要最小限の措置である。 |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績   | —  |
|                            | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果                                      | —  |
|                            | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)                               | 国家戦略特別区域法に基づく都市開発に関わる規制の特例措置は、これまで41の事業が認定を受けており、公益的な施設としてバスターミナル等を含む都市の再開発事業を進められている。このうち1事業においては本税制措置の具体的な活用が検討されていたことから、都市再開発の事業用地の早期確保に資するインセンティブとして有効である。   |
|                            | 前回要望時の達成目標  | 国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目標とする。   |
|                            | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由                             | <p>           国家戦略特別区域における都市開発に関わる規制の特例措置は、これまで41の事業が認定を受けた。このうち令和2年度から4年度までの間には9事業が認定されている。</p> <p>           本税制措置は、これら規制の特例を受けた都市の再開発事業の早期取組を図るため、事業の用に供する土地等を譲渡した者に対してインセンティブを付与するものであり、これまで1事業において税制活用に向けた検討が行われており当該事業は進捗しているが本税制については開発関係者の事情により活用されなかった。</p> <p>           今後も政策目的である産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる都市の再開発の早期取組に資するインセンティブとして活用が見込まれるため、国家戦略特別区域や都市の再開発を行う事業者と連携していく。</p> |
| これまでの要望経緯                  | ○平成27年度…新設<br>○平成29年度…適用期限の延長(3年)<br>○令和2年度…適用期限の延長(3年) |  |

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（内閣府沖縄振興局（調査金融担当））

|             |  |                   |                                 |
|-------------|--|-------------------|---------------------------------|
| 項目名         | 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長   |                   |                                 |
| 税目          | 印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）   |                   |                                 |
| 要望の内容       | <p>【沖縄振興開発金融公庫に係る措置】</p> <p>（措置対象）<br/>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容）<br/>沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p>                                      |                   |                                 |
|             |  | 平年度の減収見込額         | - 百万円                           |
|             |  | （制度自体の減収額）        | （ - 百万円）                        |
|             |  | （改正増減収額）          | （ - 百万円）                        |
| 新設・拡充又は延長を必 | <p>(1) 政策目的<br/>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、沖縄振興開発金融公庫が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p> |                   |                                 |
| 今回の要望（租     | 合理性  | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策9. 沖縄政策<br>施策9. 沖縄振興に関する施策の推進 |
|             |  | 政策の達成目標           |                                 |

|                    |                              |                        |   |
|--------------------|------------------------------|------------------------|---|
|                    |                              | 租税特別措置の適用又は延長期間        | 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付等が延長された場合には、当該期限まで延長を行う。  |
|                    |                              | 同上の期間中の達成目標            | 沖縄振興開発金融公庫が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。   |
|                    |                              | 政策目標の達成状況              | —   |
|                    | 有効性                          | 要望の措置の適用見込み            | —   |
|                    |                              | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。   |
|                    | 相当性                          | 当該要望項目以外の税制上の措置        |   |
|                    |                              | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | 令和3年度予算において、下記の通り措置している。<br>・沖縄振興開発金融公庫出資金：106,140,000千円※<br>※令和2年度からの繰越による   |
|                    |                              | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | 上記の予算上の措置等に基づいて、沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。                            |
|                    |                              | 要望の措置の妥当性              | 当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。 |
|                    | 置<br>の<br>適用実績と効果に<br>関連する事項 | 租税特別措置の適用実績            |   |
| 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 |                              |                        |   |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
|           | 租税特別措置の適用による効果<br>(手段としての有効性)  |  |
|           | 前回要望時の達成目標   |  |
|           | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由  |  |
| これまでの要望経緯 | <p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> |  |

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府 令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室）

|       |  |                               |
|-------|--|-------------------------------|
| 項目名   | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における子育て世帯等への支援に係る非課税措置の拡充   |                               |
| 税目    | 所得税  |                               |
| 要望の内容 | <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日）」において、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上（※1）の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち（※2）に1人当たり10万円相当の給付を行うものである。令和4年2月の支給対象見直しに伴い、主に離婚家庭等を対象（※3）として「支援給付金」（10万円限度（※4））が新たに設けられたところ、その拡充分について非課税措置を講ずる。</p> <p>（※1）扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。<br/>         （※2）平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。<br/>         （※3）次のア又はイに掲げる者、かつ、（先行給付金）、（追加給付金）、（一括給付金）又は（クーポン給付）の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者<br/>         ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者<br/>         イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。）</p> <p>（※4）10万円相当額から、申請者が既に給付金を受け取った又は費消した額を、申請時の申告に基づいて控除した額</p> |                               |
|       | 平年度の減収見込額<br>（制度自体の減収額）<br>（改正増減収額）  | — 百万円<br>（ — 百万円）<br>（ — 百万円） |

|                             |   |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |
|-----------------------------|---|--|--------------------------|---|----------------|---|------------------------|----------|--------------------|----------|------------------|---|------------|----------|
| <p>新設・拡充又は延長を必要と</p>        | <p>(1) 政策目的<br/>         子育て世帯への臨時特別給付は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組として実施するものである。今般、児童手当の仕組みを用いたことにより、対象児童の養育者であったにもかかわらず給付金を受け取れなかった者等に対しても、子育てを支援する目的で「支援給付金」の支給を行うこととした。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>         新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援等の観点から給付される給付金であることを踏まえ、令和4年度税制改正要望後に制度化された支援給付金についても、非課税措置を講ずる必要がある。</p> |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |
| <p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p> | <p>合理性</p>  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 907 536 1270"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 907 1489 1270"> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日）<br/>           Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動<br/>           2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～<br/>           （2）公的部門における分配機能の強化等<br/>           ② 「こども・子育て支援」の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1270 536 1451"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1270 1489 1451"> <p>新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1451 536 1615"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="536 1451 1489 1615"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1615 536 1774"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1615 1489 1774"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1774 536 1966"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="536 1774 1489 1966"> <p>支援給付金の支給実績は下記のとおり（令和4年5月31日時点の速報値）<br/>           ・支給完了人数（児童数）：28,383人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1966 536 2152"> <p>有効性</p> </td> <td data-bbox="536 1966 1489 2152"> <p>—</p> </td> </tr> </table> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日）<br/>           Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動<br/>           2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～<br/>           （2）公的部門における分配機能の強化等<br/>           ② 「こども・子育て支援」の推進</p> | <p>政策の達成目標</p> | <p>新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援すること。</p> | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> | <p>—</p> | <p>同上の期間中の達成目標</p> | <p>—</p> | <p>政策目標の達成状況</p> | <p>支援給付金の支給実績は下記のとおり（令和4年5月31日時点の速報値）<br/>           ・支給完了人数（児童数）：28,383人</p> | <p>有効性</p> | <p>—</p> |
| <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>    | <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日）<br/>           Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動<br/>           2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～<br/>           （2）公的部門における分配機能の強化等<br/>           ② 「こども・子育て支援」の推進</p>   |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |
| <p>政策の達成目標</p>              | <p>新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援すること。</p>   |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |
| <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>      | <p>—</p>  |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |
| <p>同上の期間中の達成目標</p>          | <p>—</p>  |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |
| <p>政策目標の達成状況</p>            | <p>支援給付金の支給実績は下記のとおり（令和4年5月31日時点の速報値）<br/>           ・支給完了人数（児童数）：28,383人</p>   |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |
| <p>有効性</p>                  | <p>—</p>  |  |                          |   |                |   |                        |          |                    |          |                  |   |            |          |

|                            |                             |   |
|----------------------------|-----------------------------|---|
|                            | 要望の措置の<br>効果見込み(手段としての有効性)  | —   |
| 相<br>当<br>性                | 当該要望項目以外の税制上の措置             | 地方税においても同様の要望を行っている。  |
|                            | 予算上の措置等の要求内容及び金額            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度コロナ予備費(11/26) : 7,311億円</li> <li>・ 令和3年度第1次補正予算 : 12,162億円</li> </ul> |
|                            | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係         | 令和4年度税制改正において、上記を財源として給付対象(令和3年末時点)に給付される給付金について非課税措置が講じられている。本要望は、令和4年2月の支給対象の見直しに伴う拡充分についても非課税措置を求めるもの。           |
|                            | 要望の措置の妥当性                   | 本給付金の支給対象者について、一律に非課税措置を講ずる観点から妥当である。   |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績                 | —   |
|                            | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果          | —   |
|                            | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)   | —   |
|                            | 前回要望時の達成目標                  | —   |
|                            | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | —   |

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| これまでの<br>要望経緯 | 令和4年度税制改正要望において、本非課税措置を要望。 |
|---------------|----------------------------|

(内閣府)

|   |  |                                     |                               |
|---|--|-------------------------------------|-------------------------------|
| 項 目 名   | 沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置   |                                     |                               |
| 税 目   | 航空機燃料税   |                                     |                               |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容   | <p>沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 27 条の規定に基づく航空機燃料税における課税の特例について、租税特別措置法第 90 条の 8 の 2 に定める「沖縄路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を本則の特例税率の 1/2 とする。</p> <p>&lt;国土交通省との共同要望&gt;</p>  |                                     |                               |
|   |  | 平年度の減収見込額<br>(制度自体の減収額)<br>(改正増減収額) | — 百万円<br>( — 百万円)<br>( — 百万円) |
| 新<br>設<br>・<br>拡<br>充<br>又<br>は<br>延<br>長<br>を<br>必<br>要<br>と<br>す<br>る<br>理<br>由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄の自立型経済の構築のため、沖縄のリーディング産業である観光の振興や那覇空港を中心とした国際物流拠点の形成に向け、航空機燃料税に係る軽減措置を設けることにより、本土からの観光客等の安定的な確保及び国際物流拠点としての国際競争力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄は、本土から遠隔地にある上、陸路が絶たれており、広大な海域に多数の離島が存在することから、他県にはない高い交通コストが大きな負担となり、産業振興の大きな制約となっている。</p> <p>このような状況の中、観光や物流は、沖縄の特性を活かし、沖縄経済をリードする産業に成長している。</p> <p>観光・物流の両面で必要不可欠な沖縄路線の航空機について、航空機燃料税を軽減することにより、本土からの観光客の安定的な確保、国際物流拠点としての国際競争力強化等を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出を図るため、本措置の延長を行う必要がある。</p> |                                     |                               |

| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性         | 政策体系における政策目的の位置付け | 【政策】 9. 沖縄政策<br>【施策】 9. 沖縄振興に関する施策の推進   |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
|----------------------|-------------|-------------------|---|------------|-----|-----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|------------|---|---|---|---|---|----|------|------|------|-------------|----------|----------|------|-------------|--------|----------|------|-------------|----------|----------|------|---------------|----------|----------|------|----|------|------|------|-------------|----------|----------|------|-------------|--------|----------|------|-------------|----------|----------|------|---------------|----------|----------|------|--|-------------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|-----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------------|---------|---------|
|                      |             | 政策の達成目標           | 沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減を後押しし、もって沖縄の観光振興等を図る。  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
|                      |             | 租税特別措置の適用又は延長期間   | —   |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
|                      |             | 同上の期間中の達成目標       | (令和6年度)<br>・ 沖縄路線の維持・拡大<br>・ 沖縄路線の航空運賃の維持・低減  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
|                      |             | 政策目標の達成状況         | <p>○ 沖縄路線航空機の路線数の推移（年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県内</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>沖縄ー本土</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>34</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>沖縄ー本土（貨物）※</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大により R2.4以降運休中<br/>沖縄県調べ</p> <p>○ 1km当たりの旅客運賃の比較（令和4年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>区間距離</th> <th>旅客運賃</th> <th>円/km</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽田ー那覇（沖縄路線）</td> <td>1,687 km</td> <td>47,150 円</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>羽田ー札幌（全国特例）</td> <td>894 km</td> <td>38,700 円</td> <td>43.3</td> </tr> <tr> <td>羽田ー福岡（全国特例）</td> <td>1,041 km</td> <td>42,500 円</td> <td>40.8</td> </tr> <tr> <td>羽田ー奄美（特定離島特例）</td> <td>1,436 km</td> <td>52,800 円</td> <td>36.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>沖縄県調べ</p> <p>○ 1km当たりの旅客便における貨物運賃の比較（令和4年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>区間距離</th> <th>貨物運賃</th> <th>円/km</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽田ー那覇（沖縄路線）</td> <td>1,687 km</td> <td>41,900 円</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>羽田ー札幌（全国特例）</td> <td>894 km</td> <td>30,100 円</td> <td>33.7</td> </tr> <tr> <td>羽田ー福岡（全国特例）</td> <td>1,041 km</td> <td>31,050 円</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>羽田ー奄美（特定離島特例）</td> <td>1,436 km</td> <td>40,500 円</td> <td>28.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>沖縄県調べ</p> <p>上記のとおり、沖縄路線の数は維持され、航空運賃も他の路線と比較して安価になっており、目標は達成されている。</p> <p>（参考）国内観光客の数、観光収入及び国内貨物取扱量の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度<br/>実績</th> <th>R1年度<br/>実績</th> <th>R2年度<br/>実績</th> <th>R3年度<br/>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内観光客数（万人）</td> <td>700</td> <td>698</td> <td>258</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>国内観光客観光収入（億円）</td> <td>5,376</td> <td>5,373</td> <td>2,485</td> <td>2,924</td> </tr> <tr> <td>国内貨物取扱量（トン）</td> <td>209,000</td> <td>203,000</td> <td>160,000</td> <td>170,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度以降の落ち込みは新型コロナウイルス感染症の影響</p> | 路線         | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | 沖縄県内 | 11 | 10 | 10 | 11 | 12 | 沖縄ー本土 | 28 | 32 | 31 | 34 | 36 | 沖縄ー本土（貨物）※ | 4 | 4 | 2 | 0 | 0 | 路線 | 区間距離 | 旅客運賃 | 円/km | 羽田ー那覇（沖縄路線） | 1,687 km | 47,150 円 | 27.9 | 羽田ー札幌（全国特例） | 894 km | 38,700 円 | 43.3 | 羽田ー福岡（全国特例） | 1,041 km | 42,500 円 | 40.8 | 羽田ー奄美（特定離島特例） | 1,436 km | 52,800 円 | 36.8 | 路線 | 区間距離 | 貨物運賃 | 円/km | 羽田ー那覇（沖縄路線） | 1,687 km | 41,900 円 | 24.8 | 羽田ー札幌（全国特例） | 894 km | 30,100 円 | 33.7 | 羽田ー福岡（全国特例） | 1,041 km | 31,050 円 | 29.8 | 羽田ー奄美（特定離島特例） | 1,436 km | 40,500 円 | 28.2 |  | H30年度<br>実績 | R1年度<br>実績 | R2年度<br>実績 | R3年度<br>実績 | 国内観光客数（万人） | 700 | 698 | 258 | 327 | 国内観光客観光収入（億円） | 5,376 | 5,373 | 2,485 | 2,924 | 国内貨物取扱量（トン） | 209,000 | 203,000 |
| 路線                   | H29         | H30               | R元  | R2         | R3  |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 沖縄県内                 | 11          | 10                | 10  | 11         | 12  |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 沖縄ー本土                | 28          | 32                | 31  | 34         | 36  |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 沖縄ー本土（貨物）※           | 4           | 4                 | 2   | 0          | 0   |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 路線                   | 区間距離        | 旅客運賃              | 円/km  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー那覇（沖縄路線）          | 1,687 km    | 47,150 円          | 27.9  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー札幌（全国特例）          | 894 km      | 38,700 円          | 43.3  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー福岡（全国特例）          | 1,041 km    | 42,500 円          | 40.8  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー奄美（特定離島特例）        | 1,436 km    | 52,800 円          | 36.8  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 路線                   | 区間距離        | 貨物運賃              | 円/km  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー那覇（沖縄路線）          | 1,687 km    | 41,900 円          | 24.8  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー札幌（全国特例）          | 894 km      | 30,100 円          | 33.7  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー福岡（全国特例）          | 1,041 km    | 31,050 円          | 29.8  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 羽田ー奄美（特定離島特例）        | 1,436 km    | 40,500 円          | 28.2  |            |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
|                      | H30年度<br>実績 | R1年度<br>実績        | R2年度<br>実績  | R3年度<br>実績 |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 国内観光客数（万人）           | 700         | 698               | 258   | 327        |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 国内観光客観光収入（億円）        | 5,376       | 5,373             | 2,485   | 2,924      |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |
| 国内貨物取扱量（トン）          | 209,000     | 203,000           | 160,000   | 170,000    |     |     |    |    |    |      |    |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |            |   |   |   |   |   |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |    |      |      |      |             |          |          |      |             |        |          |      |             |          |          |      |               |          |          |      |  |             |            |            |            |            |     |     |     |     |               |       |       |       |       |             |         |         |

|                           |                           |  |  |       |        |         |       |  |
|---------------------------|---------------------------|--|--|-------|--------|---------|-------|--|
|                           | 有効性                       | 要望の措置の適用見込み  | 沖縄路線を就航するすべての航空機に適用  |       |        |         |       |  |
|                           |                           | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)   | 沖縄路線を就航するすべての航空機に適用されることから、沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減につながり、本土からの観光客等の安定的な確保及び国際物流拠点としての国際競争力の向上につながる。       |       |        |         |       |  |
|                           | 相当性                       | 当該要望項目以外の税制上の措置  | 国土交通省が航空路線の維持のため、航空機燃料税に係る所要の措置を要望しており、本要望項目はの上乗せ措置である。  |       |        |         |       |  |
|                           |                           | 予算上の措置等の要求内容及び金額   | 該当なし   |       |        |         |       |  |
|                           |                           | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係  | —  |       |        |         |       |  |
|                           |                           | 要望の措置の妥当性  | 沖縄県は本土から陸路のない遠隔地にあり、安定的な観光客の確保及び貨物の円滑な輸送を図るため沖縄路線の維持・拡大、航空運賃の維持・低減が不可欠であり、これを支援する本制度は社会的意義があり妥当なものである。 |       |        |         |       |  |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項 | 租税特別措置の適用実績               | (単位：件、百万円)   |  |       |        |         |       |  |
|                           |                           | 平成 30 年度   |  | 令和元年度 |        | 令和 2 年度 |       |  |
|                           |                           | 件数   | 適用額  | 件数    | 適用額    | 件数      | 適用額   |  |
|                           |                           | 10   | 15,848   | 10    | 16,394 | 10      | 9,996 |  |
|                           |                           | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果   | —  |       |        |         |       |  |
|                           | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | 沖縄路線を就航するすべての航空機に適用されることから、沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減につながり、本土からの観光客等の安定的な確保及び国際物流拠点としての国際競争力の向上につながる。                                 |  |       |        |         |       |  |
|                           | 前回要望時の達成目標                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄路線の航空機を運航する航空会社の事業コストの低減化</li> <li>・ 沖縄路線の維持・拡大</li> <li>・ 沖縄路線の航空運賃の維持・低減</li> </ul> |  |       |        |         |       |  |

|           | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由  |  |
|-----------|--|--|
| これまでの要望経緯 | 平成 9 年度<br>平成 11 年度<br>平成 14 年度<br>平成 19 年度<br>平成 22 年度<br>平成 23 年度<br>平成 24 年度<br>平成 26 年度<br>平成 29 年度<br>令和 元年度<br>令和 2 年度<br>令和 3 年度<br>令和 4 年度 | 制度創設（沖縄路線（本土－那覇）について本則の 3/5 に軽減）<br>拡充（本則の 1/2 に軽減）<br>5 年間の延長（平成 18 年度末まで）<br>5 年間の延長（平成 23 年度末まで）<br>拡充（貨物機を対象に追加）<br>拡充（13,000 円/kℓ→9,000 円/kℓ）<br>2 年間の延長、拡充（本土－宮古島、石垣島又は久米島の路線を対象に追加）<br>3 年間の延長、拡充（沖縄県内の各地点間を結ぶ全路線に対象範囲を拡充）<br>3 年間の延長（令和元年度末まで）<br>拡充（下地島の路線を対象に追加）<br>2 年間の延長（令和 3 年度末まで）<br>拡充※（9,000 円/kℓ→4,500 円/kℓ）<br><small>※内閣府は要望していないが、本則特例が 9,000 円になったことに伴うもの</small><br>1 年間の延長（令和 4 年度末まで）<br>(4,500 円/kℓ→6,500 円/kℓ) |

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）

|                   |  |      |  |           |   |     |            |    |      |          |    |      |
|-------------------|--|------|--|-----------|---|-----|------------|----|------|----------|----|------|
| 項目名               | 我が国のスタートアップ・エコシステムの抜本強化のための個人によるスタートアップ投資を促進する税制措置の検討  |      |  |           |   |     |            |    |      |          |    |      |
| 税目                | 所得税  |      |  |           |   |     |            |    |      |          |    |      |
| 要望の内容             | <p>我が国のプレシード・シード期のスタートアップへの投資割合は米国と比較して低く、エンジェル投資額も低調。創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が重要。大きなリスクを取った出資者を支援する観点から、エンジェル税制についての必要な見直しも含め、個人のリスクマネーがスタートアップ・エコシステムに循環することを促す税制措置を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="887 801 1492 972"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>  |      |  | 平年度の減収見込額 | — | 百万円 | （制度自体の減収額） | （— | 百万円） | （改正増減収額） | （— | 百万円） |
| 平年度の減収見込額         | —  | 百万円  |  |           |   |     |            |    |      |          |    |      |
| （制度自体の減収額）        | （—   | 百万円） |  |           |   |     |            |    |      |          |    |      |
| （改正増減収額）          | （—   | 百万円） |  |           |   |     |            |    |      |          |    |      |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面については、連続起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。</p> <p>他方で、我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面については、プレシード・シード期のスタートアップへの投資割合は米国と比較して低く、エンジェル投資額も低調である。</p> <p>世界に伍するスタートアップ・エコシステムを構築するためには、起業家による連続起業の促進に加えて、ベンチャーキャピタルや年金・保険等の長期運用資金のみならず、エンジェル投資家等の個人のリスクマネーをスタートアップに循環させていくことが必要である。</p> |      |  |           |   |     |            |    |      |          |    |      |

|                             |            |                          |  |
|-----------------------------|------------|--------------------------|--|
| <p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p> | <p>合理性</p> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月18日閣議決定）】<br/>Ⅲ新しい資本主義に向けた計画的な重点投資<br/>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進<br/>（1）スタートアップ育成5か年計画の策定<br/>イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。<br/>また、企業の参入率・退出率の合計（創造的破壊の指標）が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業（スタートアップ）の方が付加価値創造の貢献率が高い。他方、我が国の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。<br/>スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）】 第2章新しい資本主義に向けた改革<br/>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野<br/>（3）スタートアップ（新規創業）への投資<br/>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。<br/>こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。<br/>具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。<br/>あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支</p> |
|-----------------------------|------------|--------------------------|--|

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
|     |                        | <p>援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。</p> <p>スタートアップの研究開発や販路開拓を支援するため、既存企業がM&amp;Aや共同研究開発等によりスタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化を図るとともに、SBI R制度の強化を始めとし、公共調達の活用を推進する。ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創薬ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。</p> <p>以上のほか、起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。</p> |
|     | 政策の達成目標                | —   |
|     | 租税特別措置の適用又は延長期間        | —   |
|     | 同上の期間中の達成目標            | —   |
|     | 政策目標の達成状況              | —   |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | —   |
|     | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | —   |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置        | —   |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | —   |

|                            |           |                             |   |
|----------------------------|-----------|-----------------------------|---|
|                            |           | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係         | — |
|                            |           | 要望の措置の妥当性                   | — |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 |           | 租税特別措置の適用実績                 | — |
|                            |           | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果          | — |
|                            |           | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)   | — |
|                            |           | 前回要望時の達成目標                  | — |
|                            |           | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
|                            | これまでの要望経緯 | —                           |   |

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当））

|   |  |     |   |           |   |     |  |            |   |   |   |          |   |   |   |
|---|--|-----|---|-----------|---|-----|--|------------|---|---|---|----------|---|---|---|
| 項 目 名   | 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長   |     |   |           |   |     |  |            |   |   |   |          |   |   |   |
| 税 目   | 贈与税  |     |   |           |   |     |  |            |   |   |   |          |   |   |   |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容   | <p>子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援し、少子化問題に対応するために、以下のとおり、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長を要望する。</p> <p>○令和 5 年 3 月 31 日までとなっている適用期限を、令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 15%;">百万円</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">）</td> </tr> </table>   |     |   | 平年度の減収見込額 | — | 百万円 |  | （制度自体の減収額） | （ | — | ） | （改正増減収額） | （ | — | ） |
| 平年度の減収見込額   | —  | 百万円 |   |           |   |     |  |            |   |   |   |          |   |   |   |
| （制度自体の減収額）  | （  | —   | ） |           |   |     |  |            |   |   |   |          |   |   |   |
| （改正増減収額）  | （  | —   | ） |           |   |     |  |            |   |   |   |          |   |   |   |
| 新<br>設<br>・<br>拡<br>充<br>又<br>は<br>延<br>長<br>を<br>必<br>要<br>と<br>す<br>る<br>理<br>由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の総人口は、2008 年をピークに減少局面に入っているが、大きな要因として少子化が挙げられている。2021 年の出生数（概数）は 81 万 1,604 人と過去最少であり、少子化の進行は深刻さを増している。また、2021 年の婚姻件数（概数）も 50 万 1,116 組と戦後最少となっている。少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難であり、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、各種調査結果によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから、結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くための措置が必要である。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">「少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月閣議決定）</p> <p>&lt;重点課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備（経済的基盤の安定）</li> </ul> <p>&lt;施策の具体的内容&gt;</p> <p>○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母等が子・孫に対し結婚・妊娠・出産・育児や教育に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与税を非課税とする措置を講じている。</li> </ul> |     |   |           |   |     |  |            |   |   |   |          |   |   |   |

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 政策体系における政策目的の位置付け  | <p>【政策】<br/>23. 子ども・子育て</p> <p>【施策】<br/>29. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進</p>   |
|                      | 政策の達成目標  | 一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現に向け、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除く。   |
|                      | 租税特別措置の適用又は延長期間  |   |
|                      | 同上の期間中の達成目標  | (政策の達成目標と同じ)  |
|                      | 政策目標の達成状況  | <p>少子化対策については、現在でも様々な取組を行っているものの、「合計特殊出生率」は1.26(2005年、過去最低)から1.45(2015年)まで上昇して以降、微減傾向が続いて2021年は1.30(概数)に落ち込み、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところである。</p> <p>○令和3年3月(令和2年度)内閣府「少子化社会に関する国際意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独身の理由について、上位3項目を合わせて集計したところ、「経済的に余裕がないから」が29.8%と、「適当な相手にまだ巡り会わないから」(50.5%)、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」(38.6%)に次いで3番目に高い。</li> <li>・結婚生活について不安を感じることを聞いたところ(複数回答)、日本では、「結婚生活にかかるお金」の割合が42.3%と最も高い。</li> </ul> <p>○平成31年3月(平成30年度)内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、「経済的に余裕ができること」が42.4%と最も高い。</li> <li>・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が54.3%と最も高い。</li> </ul> <p>○国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(平成27年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か障害となることがあるかをたずねたところ、男女とも「結婚資金」を挙げた人が最も多い。(男性43.3%、女性41.9%)</li> <li>・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(56.3%)</li> </ul> |
| 有効性                  | <p>令和2年度国勢調査結果によると、40歳～89歳の既婚者(有配偶)のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約2,201万人(※1)。</p> <p>また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」(一般社団法人 信託協会 2020年10月)によると、子どものいる40～89歳の男女のうち、本制度の利用可能者(※2)は83.0%、このうち27.3%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。</p> <p>以上より、本制度の利用可能性があるのは約499万人と推計される。</p> |   |

|                            |                        |   |
|----------------------------|------------------------|---|
|                            |                        | <p>(※1) 不詳補完前の数値<br/> (※2) 本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答した 93.7%のうち、「そもそも利用できない(対象となるお子さまやお孫さまがいない等)」を選択した回答者を除外した割合</p> |
|                            | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながる。   |
| 相当性                        | 当該要望項目以外の税制上の措置        | —   |
|                            | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | —   |
|                            | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | —   |
|                            | 要望の措置の妥当性              | 本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につなげる観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。                        |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績            | 【平成27年(12月時点)】<br>○受益者 3,434人<br>○契約数 3,487件<br>○受託残高 7,593,025千円   |
|                            |                        | 【平成28年(12月時点)】<br>○受益者 5,361人(前年より1,927人増)<br>○契約数 5,448件(前年より1,961件増)<br>○受託残高 9,752,789千円(前年より2,159,764千円増)                                   |
|                            |                        | 【平成29年(12月時点)】<br>○受益者 5,944人(前年より583人増)<br>○契約数 6,038件(前年より590件増)<br>○受託残高 10,436,509千円(前年より683,720千円増)  |
|                            |                        | 【平成30年(12月時点)】<br>○受益者 6,410人(前年より466人増)<br>○契約数 6,511件(前年より473件増)<br>○受託残高 10,545,327千円(前年より108,818千円増)  |
|                            |                        | 【令和元年(12月時点)】<br>○受益者 6,790人(前年より380人増)<br>○契約数 6,893件(前年より382件増)<br>○受託残高 10,742,039千円(前年より196,712千円増)   |
|                            |                        | 【令和2年(12月時点)】<br>○受益者 6,991人(前年より201人増)<br>○契約数 7,098件(前年より205件増)   |

|  |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
|  |                             | <p>○受託残高 10,273,246 千円（前年より 468,793 千円減）</p> <p>【令和3年（12月時点）】</p> <p>○受益者 7,213 人（前年より 222 人増）</p> <p>○契約数 7,323 件（前年より 225 件増）</p> <p>○受託残高 9,985,080 千円（前年より 288,166 千円減）</p> <p>※上記はすべて信託銀行実績分のみ</p>  |
|  | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果          | —  |
|  | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）   | <p>平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれも増加傾向にある。</p> <p>これは、高齢世代の保有する資産が、若年層に移転していることの表れである。さらに、これら資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、少子化対策として有効である。</p>   |
|  | 前回要望時の達成目標                  | <p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p>  |
|  | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <p>平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれもが増加傾向にある。</p> <p>本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであり、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。</p> <p>また、受益者数、委託者数、受託残高のいずれもが増加傾向にあることから、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることが明らかであり、本措置により経済の活性化が促されていると考えられる。</p> |
|  | これまでの要望経緯                   | <p>平成 27 年度：新設</p> <p>平成 28 年度：費目の明確化に関する拡充を要望</p> <p>平成 30 年度：対象の拡充及び措置の恒久化を要望</p> <p>令和 3 年度：子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ（民法改正による）及び措置の延長を要望</p>   |

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（防災担当））

|            |  |        |           |   |     |            |   |        |          |   |        |
|------------|--|--------|-----------|---|-----|------------|---|--------|----------|---|--------|
| 項目名        | 港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長   |        |           |   |     |            |   |        |          |   |        |
| 税目         | 法人税  |        |           |   |     |            |   |        |          |   |        |
| 要望の内容      | <p>【制度の概要】<br/>                     令和 2 年 3 月 31 日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後 3 年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び棧橋について、22%（※）又は 18%の特別償却。<br/>                     （※）港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設</p> <p>【要望の内容】<br/>                     耐震改修の期限を 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）延長する。</p> <p>【関係条文】<br/>                     租税特別措置法 第 43 条の 2<br/>                     租税特別措置法施行令 第 28 条の 2<br/>                     租税特別措置法施行規則 第 20 条の 11</p> <p>港湾法 第 55 条の 3 の 5、第 56 条の 2 の 21、第 56 条の 2 の 22、第 56 条の 5<br/>                     港湾法施行令 第 17 条の 10<br/>                     港湾法施行規則 第 28 条の 22、第 38 条</p> <table border="1" data-bbox="885 1003 1484 1167"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table> |        | 平年度の減収見込額 | — | 百万円 | （制度自体の減収額） | （ | — 百万円） | （改正増減収額） | （ | — 百万円） |
| 平年度の減収見込額  | —  | 百万円    |           |   |     |            |   |        |          |   |        |
| （制度自体の減収額） | （  | — 百万円） |           |   |     |            |   |        |          |   |        |
| （改正増減収額）   | （  | — 百万円） |           |   |     |            |   |        |          |   |        |

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p> | <p>(1) 政策目的</p> <p>本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にすることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害発生後の迅速な被災者支援や災害復旧には、海上からの緊急物資輸送やエネルギー物資輸送が重要な役割を果たすことになる。</p> <p>国、港湾管理者等が総力を挙げて非常災害時の港湾機能の確保に向けた取組を行っている中、港湾の護岸等については、その約4分の1は民有の施設が占めており、老朽化により耐震性が不足し、更新が必要なものが急増している。</p> <p>こうした中、平成23年の東日本大震災では、航路沿いの民有護岸等の損壊により土砂が流出した結果、航路が閉塞し、船舶の通行に支障をきたす事態が発生した。</p> <p>また、令和4年3月の福島県沖の地震では、航路の閉塞こそ起きなかったものの、岸壁や護岸等が多数損壊した。近時は、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害時の物資輸送に重要な役割を果たす航路の機能確保のためには、民有護岸等の耐震化の一層の促進が必要である。</p> <p>これまで、本特例措置による支援とともに、護岸等の地震に対する安全性に係る点検結果の報告徴収や港湾管理者による立入検査等の取組により、技術基準への適合状況を確認し、民有護岸等の耐震改修を促してきたところである。</p> <p>加えて、技術基準に適合していない施設における耐震改修の実施やシミュレーションによる航路への影響調査等の、民間事業者による取組が行われてきたところであり、国において「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン（平成30年6月）」を作成するなど、民間事業者の取組に資する技術的支援を行ってきた。</p> <p>一方で、民間事業者が耐震改修を実施するに当たっては、多額の資金を要することが事業活動に影響を及ぼす上、昨今の建設資材単価や人件費の高騰、物価高等を受けて、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、当初の想定どおりには耐震改修が進んでいない状況である。</p> <p>このため、耐震改修の努力義務に係る新たな措置を検討するとともに、本特例措置による支援を継続することにより、民有護岸等の耐震改修を促していくことが必要である。</p> |   |
| <p>今回の要望（租税特別措置）に</p>    | <p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月） <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</li> <li>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</li> </ul> </li> <li>○内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（令和2年5月） <ul style="list-style-type: none"> <li>政策：7. 防災</li> <li>施策：7. 防災に関する施策の推進</li> </ul> </li> <li>○「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）において、「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あり。</li> <li>○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月25日中央防災会議決定）において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。</li> <li>○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31</li> </ul> |

|     |                        |  |
|-----|------------------------|--|
|     |                        | <p>日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。</p> <p>○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。</p>   |
|     | 政策の達成目標                | 耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震性を確保する。   |
|     | 租税特別措置の適用又は延長期間        | 3年間：令和5年4月1日～令和8年3月31日   |
|     | 同上の期間中の達成目標            | 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となるもの(14施設(令和4年8月時点))について、耐震改修を完了する。  |
|     | 政策目標の達成状況              | 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となる施設数は、令和4年8月時点で14施設である。   |
|     | 要望の措置の適用見込み            | <p>(適用件数)<br/>         令和5年度：1件<br/>         令和6年度：1件<br/>         令和7年度：2件<br/>         ※別紙添付(算出根拠の詳細)</p> <p>(適用事業者の範囲)<br/>         所有する護岸・岸壁・棧橋の耐震改修を行う民間事業者</p>   |
| 有効性 | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。</p> <p>また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での優遇の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p> |

|                                   |                     | 達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。  |                     |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
|-----------------------------------|---------------------|---|---------------------|------|-----|-----|-------|------------|-----------------|----------------|------|------------|---------------------|---------------------|------|------------|-----------------|----------------|
| 相<br>当<br>性                       | 当該要望項目以外の税制上の措置     | 緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置（固定資産税）   |                     |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
|                                   | 予算上の措置等の要求内容及び金額    | 護岸等の改良に係る無利子貸付制度<br>（令和5年度要求額：港湾整備事業費2,896億円の内数）  |                     |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
|                                   | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | <p>民間事業者に対する無利子貸付制度は、民間事業者に対して改修の資金を供給することにより耐震改修を促進するものである。</p> <p>一方で、上記支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本特例措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p> <p>このように、両制度は一体となって特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に寄与するものである。</p>   |                     |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
|                                   | 要望の措置の妥当性           | <p>災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。</p> <p>この点、初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は減収額相当分を補助金として交付する制度と同様であるが、本特例措置は課税の繰り延べと同じ効果を有するため、補助金の交付制度よりも最終的な国の負担は少ない。</p> <p>さらに、民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の政策手段と併せて実施することにより、政策目的の達成が見込まれる。</p>   |                     |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
| これまでの<br>租税特別措置の適用実績と効果<br>に関する事項 | 租税特別措置の適用実績         | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>0件<br/>(2件)</td> <td>0円<br/>(1250百万円)</td> <td>0円<br/>(116百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>1件<br/>(4件)</td> <td>341百万円<br/>(4900百万円)</td> <td>17.4百万円<br/>(458百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>0件<br/>(5件)</td> <td>0円<br/>(3700百万円)</td> <td>0円<br/>(343百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：港湾局調べ）<br/>※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のおりである。</p> <p>（前回要望時の適用見込みとの乖離の理由）<br/>本特例措置により上記期間中に全国で耐震性が不足する護岸・岸壁・棧橋の耐震改修が進むことを想定していたところである。</p> <p>しかし、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建</p> |                     | 適用件数 | 適用額 | 減収額 | 平成30年 | 0件<br>(2件) | 0円<br>(1250百万円) | 0円<br>(116百万円) | 令和元年 | 1件<br>(4件) | 341百万円<br>(4900百万円) | 17.4百万円<br>(458百万円) | 令和2年 | 0件<br>(5件) | 0円<br>(3700百万円) | 0円<br>(343百万円) |
|                                   |                     |   | 適用件数                | 適用額  | 減収額 |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
| 平成30年                             | 0件<br>(2件)          | 0円<br>(1250百万円)   | 0円<br>(116百万円)      |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
| 令和元年                              | 1件<br>(4件)          | 341百万円<br>(4900百万円)   | 17.4百万円<br>(458百万円) |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |
| 令和2年                              | 0件<br>(5件)          | 0円<br>(3700百万円)   | 0円<br>(343百万円)      |      |     |     |       |            |                 |                |      |            |                     |                     |      |            |                 |                |

|  |                                  |   |
|--|----------------------------------|---|
|  |                                  | <p>設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、民間事業者においては、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進まなかった。</p>  |
|  | <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>        | <p>港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）</p> <p>条項：租税特別措置法第43条の2第2項、同法第68条の17第2項</p> <p>適用件数：平成30年度 0件の内数<br/>令和元年度 0件の内数<br/>令和2年度 0件の内数</p> <p>適用額：平成30年度 0（億円）の内数<br/>令和元年度 0（億円）の内数<br/>令和2年度 0（億円）の内数</p>  |
|  | <p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>平成30年度から令和4年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47施設）のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。</p> <p>（耐震改修が必要となる施設数の推移）<br/>平成30年度：47施設<br/>令和元年度：22施設<br/>令和2年度：18施設<br/>令和3年度：17施設<br/>令和4年度：14施設</p> <p>以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2施設で耐震改修を実施したこと、</li> <li>・ 3施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、</li> <li>・ 3施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン（平成30年6月）」に基づくシミュレーションにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、</li> </ul> <p>が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点（令和4年8月）で、耐震改修が必要な施設数は残り14施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。</p> <p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。</p> <p>また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。</p> <p>なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に</p> |

|  |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
|  |                             | <p>活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p> <p>達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。</p> |
|  | 前回要望時の達成目標                  | <p>南海トラフ地震防災対策推進区域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの民有護岸等のうち、平成30年度に確立した簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。</p>   |
|  | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <p>東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、民間事業者においては、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進まなかった。</p>  |
|  | これまでの要望経緯                   | <p>平成26年度 創設<br/>平成30年度 拡充・延長</p>  |

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）

| 項目名        | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長  |  |           |           |            |                |          |               |
|------------|---|--|-----------|-----------|------------|----------------|----------|---------------|
| 税目         | 所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、<br>租税特別措置法施行規則第 5 条の 6）<br>法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、<br>租税特別措置法施行令第 27 条の 4、<br>租税特別措置法施行規則第 20 条）  |  |           |           |            |                |          |               |
| 要望の内容      | <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般型のインセンティブ強化</li> <li>○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ</li> <li>○サービス開発の要件の見直し</li> <li>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで））</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで））</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで））</li> <li>○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等</li> </ul> |  |           |           |            |                |          |               |
|            |   | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 50%;">（精査中） 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲505,300 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（▲24,000 百万円）</td> </tr> </table> | 平年度の減収見込額 | （精査中） 百万円 | （制度自体の減収額） | （▲505,300 百万円） | （改正増減収額） | （▲24,000 百万円） |
| 平年度の減収見込額  | （精査中） 百万円   |  |           |           |            |                |          |               |
| （制度自体の減収額） | （▲505,300 百万円）  |  |           |           |            |                |          |               |
| （改正増減収額）   | （▲24,000 百万円）   |  |           |           |            |                |          |               |

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言えない状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直ししていく必要がある。

|                             |            |                          |  |
|-----------------------------|------------|--------------------------|--|
| <p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p> | <p>合理性</p> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕<br/>第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化</p> <p>1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化<br/>(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性<br/>【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円</li> <li>・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</li> </ul> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）〔令和4年6月7日閣議決定〕<br/>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野<br/>(2) 科学技術・イノベーションへの投資<br/>～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～</p> <p>(3) スタートアップ（新規創業）への投資<br/>～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技术の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画〔令和4年6月7日閣議決定〕<br/>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資<br/>～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。<br/>～略～<br/>その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進<br/>(2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し<br/>～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業へのオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—〔令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会〕<br/>第4章</p> |
|-----------------------------|------------|--------------------------|--|

|            |                 | <p>(略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を發揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>   |         |         |         |         |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
|------------|-----------------|--|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|------|----|---------|---------|---------|---------|---------|------|------------|---------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|------|
|            | 政策の達成目標         | <p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。<br/>(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p>  |         |         |         |         |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
|            | 租税特別措置の適用又は延長期間 | <p>○一般型のインセンティブを強化<br/>○ オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ<br/>○ サービス開発の要件の見直し<br/>○ オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加<br/>(以上、適用期限の定めなし)<br/>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長<br/>○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置<br/>○ 中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み<br/><br/>(以上、令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間))</p>   |         |         |         |         |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
|            | 同上の期間中の達成目標     | <p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。</p>   |         |         |         |         |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
|            | 政策目標の達成状況       | <p>○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p> |         | 2016年度  | 2017年度  | 2018年度  | 2019年度 | 2020年度 | 前年比 (%) | 総額 | 184,326 | 190,504 | 195,260 | 195,757 | 192,365 | -1.7 | 企業 | 133,183 | 137,989 | 142,316 | 142,121 | 138,608 | -2.4 | 非営利団体・公共機関 | 151,102 | 16,097 | 16,160 | 16,435 | 16,997 | 3.4 | 大学等 | 36,042 | 36,418 | 36,784 | 37,202 | 36,760 | -1.1 |
|            | 2016年度          | 2017年度   | 2018年度  | 2019年度  | 2020年度  | 前年比 (%) |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
| 総額         | 184,326         | 190,504  | 195,260 | 195,757 | 192,365 | -1.7    |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
| 企業         | 133,183         | 137,989  | 142,316 | 142,121 | 138,608 | -2.4    |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
| 非営利団体・公共機関 | 151,102         | 16,097   | 16,160  | 16,435  | 16,997  | 3.4     |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
| 大学等        | 36,042          | 36,418   | 36,784  | 37,202  | 36,760  | -1.1    |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
| 有効性        | 要望の措置の適用見込み     | <p>○令和 5 年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型 3,698 件／事業年度</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制 6,091 件／事業年度</li> <li>・オープンイノベーション型 692 件／事業年度</li> </ul>   |         |         |         |         |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |
|            | 要望の措置           | <p>経済波及効果の試算</p>   |         |         |         |         |        |        |         |    |         |         |         |         |         |      |    |         |         |         |         |         |      |            |         |        |        |        |        |     |     |        |        |        |        |        |      |

|             | <p>の効果見込み(手段としての有効性)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度減収額 5,053 億円</li> <li>↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851 億円</li> <li>令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093 億円</li> </ul> <p>(出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」)</p> <p>研究論文 (Kasahara et al. (2014)) によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>  |        |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
|-------------|----------------------------|---|--------|--------|------|----|----|-------|-------|--------|----|--------|--------|--------|----|--------|-------|--------|----|-------|-------|-------|----|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|----|-------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 相<br>当<br>性 | <p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>     | <p>なし</p>   |        |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
|             | <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>    | <p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定</p>   |        |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
|             | <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> | <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率 (2019)</p> <table border="1" data-bbox="549 1435 1302 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9.98%</td> <td>2.05%</td> <td>12.03%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>11.37%</td> <td>12.33%</td> <td>23.70%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>33.01%</td> <td>8.14%</td> <td>41.15%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>6.97%</td> <td>6.97%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>28.39%</td> <td>11.09%</td> <td>39.48%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>12.23%</td> <td>16.50%</td> <td>28.73%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.85%</td> <td>5.65%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>7カ国平均</td> <td>14.55%</td> <td>8.96%</td> <td>23.51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Main Science and Technology Indicators)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p> |        | 研究開発税制 | 補助金等 | 合計 | 日本 | 9.98% | 2.05% | 12.03% | 米国 | 11.37% | 12.33% | 23.70% | 英国 | 33.01% | 8.14% | 41.15% | 独国 | 0.00% | 6.97% | 6.97% | 仏国 | 28.39% | 11.09% | 39.48% | 韓国 | 12.23% | 16.50% | 28.73% | 中国 | 6.85% | 5.65% | 12.50% | 7カ国平均 | 14.55% | 8.96% |
|             | 研究開発税制                     | 補助金等  | 合計     |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 日本          | 9.98%                      | 2.05%   | 12.03% |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 米国          | 11.37%                     | 12.33%  | 23.70% |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 英国          | 33.01%                     | 8.14%   | 41.15% |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 独国          | 0.00%                      | 6.97%   | 6.97%  |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 仏国          | 28.39%                     | 11.09%  | 39.48% |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 韓国          | 12.23%                     | 16.50%  | 28.73% |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 中国          | 6.85%                      | 5.65%   | 12.50% |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |
| 7カ国平均       | 14.55%                     | 8.96%   | 23.51% |        |      |    |    |       |       |        |    |        |        |        |    |        |       |        |    |       |       |       |    |        |        |        |    |        |        |        |    |       |       |        |       |        |       |

|                                   |  |                    |   |
|-----------------------------------|--|--------------------|---|
|                                   |  | <p>要望の措置の妥当性</p>   | <p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p> |
| <p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p> |  | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>① 減取額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;<br/> 平成 30 年度 5,751 億円（57 億円）<br/> 令和 元年度 5,192 億円（101 億円）<br/> 令和 2 年度 4,737 億円（132 億円）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;<br/> 平成 30 年度 357 億円（357 億円）<br/> 令和 元年度 287 億円（286 億円）<br/> 令和 2 年度 208 億円（206 億円）</p> <p>&lt;高水準型&gt;<br/> 平成 30 年度 23 億円（1.2 億円）<br/> 令和 元年度 6.7 億円（0.3 億円）<br/> 令和 2 年度 -1 億円（-1 億円）</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;<br/> 平成 30 年度 84 億円（3.7 億円）<br/> 令和 元年度 88 億円（4.0 億円）<br/> 令和 2 年度 108 億円（4.5 億円）</p> <p>② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;<br/> 平成 30 年度 3,822 法人（1,017 法人）<br/> 令和 元年度 3,598 法人（1,010 法人）<br/> 令和 2 年度 3,504 法人（1,024 法人）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;<br/> 平成 30 年度 5,690 法人（5,674 法人）<br/> 令和 元年度 5,478 法人（5,463 法人）<br/> 令和 2 年度 5,164 法人（5,148 法人）</p> <p>&lt;高水準型&gt;</p>                      |

|           |                             |  |
|-----------|-----------------------------|--|
|           |                             | <p>平成 30 年度 149 法人 (110 法人)<br/> 令和 元年度 96 法人 (79 法人)<br/> 令和 2 年度 -法人 (-法人)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;<br/> 平成 30 年度 580 法人 (283 法人)<br/> 令和 元年度 554 法人 (254 法人)<br/> 令和 2 年度 562 法人 (281 法人)<br/> (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※前回要望時（令和 3 年度税制改正要望時）における令和 2 年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>                       |
|           | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果          | <p>① 租税特別措置法の条項<br/>42 条の 4</p> <p>②令和 2 年度適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）<br/> (1) 一般型：3,504 法人 (1,024 法人)<br/> (2) 中小企業技術基盤強化税制：5,164 法人 (5,148 法人)<br/> (3) オープンイノベーション型：562 法人 (281 法人)</p> <p>③令和 2 年度適用額（うち、資本金 1 億円以下の法人分）<br/> (1) 一般型：4,737 億円 (132 億円)<br/> (2) 中小企業技術基盤強化税制：208 億円 (206 億円)<br/> (3) オープンイノベーション型：108 億円 (4.5 億円)</p> |
|           | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）   | <p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分）</p> <p>平成 26 年度 135,864 億円 (5,141 億円)<br/> 平成 27 年度 136,857 億円 (4,404 億円)<br/> 平成 28 年度 133,183 億円 (4,357 億円)<br/> 平成 29 年度 137,989 億円 (3,955 億円)<br/> 平成 30 年度 142,316 億円 (3,809 億円)<br/> 令和 元年度 142,121 億円 (4,077 億円)<br/> 令和 2 年度 138,608 億円 (4,261 億円)<br/> (出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>                |
|           | 前回要望時の達成目標                  | 次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中  |
|           | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 令和 2 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）  |
| これまでの要望経緯 |                             | <p>昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除<br/> 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除<br/> 12%以下増加分………25%税額控除<br/> 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除<br/> 15%以下増加分………25%税額控除<br/> 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除<br/> 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設<br/> 中小企業技術基盤強化税制の創設<br/> 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算<br/> 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設</p>  |

|          |    |   |
|----------|----|---|
|          |    | (共同試験研究促進税制の創設)   |
| 平成 6 年度  | 拡充 | 特別試験研究費税額控除制度の拡充<br>(国際共同試験研究促進税制の創設)   |
| 平成 7 年度  | 拡充 | 特別試験研究費税額控除制度の拡充<br>(大学との共同試験研究を追加)   |
| 平成 9 年度  | 拡充 | 特別試験研究費税額控除制度の拡充<br>(大学との共同試験研究を行う民間企業が自<br>社内で支出する試験研究費を税額控除の対象<br>に追加)  |
| 平成 11 年度 | 拡充 | 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試<br>験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と<br>し、当期の試験研究費の額を超える場合に<br>は、その比較試験研究費の額を超える部分の<br>金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改<br>組。<br>特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%<br>相当額(特別試験研究の額がある場合には、<br>その支出額の 15%相当額を加算することと<br>し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。 |
|          | 縮減 | 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑<br>化法の特定事業者に係る特例の廃止。   |
| 平成 13 年度 | 拡充 | 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試<br>験研究機関等に該当する特定独立行政法人と<br>の共同試験研究を追加。   |
|          | 縮減 | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造<br>協同組合等が賦課する負担金の廃止。   |
| 平成 15 年度 | 拡充 | 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度<br>(総額型)の創設。  |
| 平成 18 年度 | 拡充 | 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創<br>設。  |
|          | 縮減 | 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。  |
| 平成 20 年度 | 拡充 | 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制<br>度(増加型)の創設。<br>売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控<br>除する制度(高水準型)の創設。   |
| 平成 21 年度 | 拡充 | 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後<br>の同法に規定する試験研究独立行政法人と共<br>同して行う試験研究に係る費用及び同法人に<br>委託する試験研究に係る費用を加える。  |
|          | 拡充 | (経済対策)総額型等について①控除上限の<br>引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過<br>額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置<br>(22 年度末まで)。   |
| 平成 22 年度 | 延長 | 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長<br>(23 年度末まで)。  |
| 平成 23 年度 | 縮減 | 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上<br>げる措置について、適用期限延長せず。   |
|          | 延長 | (平成 23 年 6 月再つなぎ法)<br>総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>げる措置を延長（23年度末まで）。</p> <p>平成24年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（25年度末まで）。</p> <p>平成25年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26年度末まで）</p> <p>平成26年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を3年間延長（28年度末まで）</p> <p>増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。</p> <p>平成27年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度（O1型）をあわせ、控除上限を30%（総額型25%、O1型5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。</p> <p>O1型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。</p> <p>縮減 繰越控除制度の廃止。</p> <p>平成29年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は30年度末まで）。</p> <p>売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30年度末まで）。</p> <p>中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30年度末まで）。</p> <p>試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。</p> <p>O1型の要件を緩和。</p> <p>延長 高水準型の適用期限を2年間延長（30年度末まで）。</p> <p>令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</p> <p>令和 3年度 拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間）</p> <p>※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブ</p> |
|--|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>を強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p> <p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p> |
|--|--|